

## 意見陳述書

2005年11月30日

さいたま地方裁判所 御中

所沢市中新井 4-6-9

河登一郎

### 始めに：

- ・ 今までの陳述及び訴状／準備書面で、私たちはハッ場ダムが無用だけでなく、環境を破壊すること；崩落の危険性があること；納税者に過大な負担がかかることを指摘しました。その実例として、奈良県の実例についても触れました。
- ・ 本陳述では最も近い実例である「下久保ダム」について報告します。下久保ダムは埼玉県と群馬県の県境を流れる神流川の鬼石町に昭和34-43年にかけて建設された貯水容量130百万m<sup>3</sup>の巨大ダムです。首都圏のハッ場ダムをストップする会の仲間と見学した時の印象と問題点を率直に申し上げます。

### 1. 三波石峡の悲劇：環境破壊

#### (1) ダムの威容：

写真をご覧ください。これはダムの下流、神流川の川床からとった写真です。醜い人工物が美しかった自然の景観をさえぎって傲然と聳えています。皆さんはどのように感じられるでしょうか。私の実感は、人間の愚かさ・自然の摂理に反する罪の深さを痛感します。同時に権力の傲慢さの象徴でもあります。

#### (2) 環境破壊：

次の写真はダム下流の橋の上から撮ったものです。枯れて薄汚れた川原は、特に説明を加える必要はありません。文化財保護法によって、国の「名勝」「天然記念物」に指定された景観ですが、ダムにより清流と土砂が流れなくなり、川底がえぐられ、雑草がはびこり、岩には苔むしてしまいました。手許に国交省作成の「水と川とダム」と云う資料があります。この中でも景観の荒廃がはっきりと指摘されていますが、その対策として実行されていることは、①わざわざ上流から土砂をダンプトラックで運び、洪水時に水で流す、②岩をたわして磨く・・・もちろんこんなことで元の景観に戻るわけはありません。「愚か」とはこういうことを云います。

#### (3) 観光地ではなくなった：

鬼石町長関口氏は、ダムが完成してから観光客は増えたのか、との質問に対して「この町はもはや観光地ではなくなりました。自然の摂理に反した報いです」と答えられました。

ハッ場ダム関係者は、この現実を謙虚に受け止めるべきです。ハッ場ダムによる環境破壊は、

①ダム自体による景観破壊；

②ダム上流6kmにわたって美観の水没；

③景観が維持されると喧伝されている下流地域一帯も下久保ダムでの悲しい実験と同様な、もっと大規模で悲惨な運命を辿ることは、目に見えています。

関東の耶馬溪といわれる吾妻溪谷が三波石峡の二の舞になり、その溪谷美が永遠に失われることは、地域社会の崩壊と共に、取り返すことができない喪失です。

## 2. 地滑りが活発になった：

(1) ダム建設開始後の昭和 37 年に、ダム左岸下の譲原地区が「地滑り防止地区」に指定されました。ダム完成後暫くは大きな動きはありませんでしたが、平成 3 年には同地区の広い範囲で地割れが生じ、同 7 年度から地滑り対策が実行されています。地滑りの直接原因は地下水ですから、集水井戸 70 基・排水トンネル・コンクリートパイル・アンカー工事など巨額の工事費をかけて地滑り対策を実施しています。

(2) 国交省は「地滑りとダムとは関係ない。もともと地すべりの可能性の高い地盤だった」と説明していますが、私たちは、いくつかの根拠に基づいて、地滑りはまさにダム建設によって引き起こされた、少なくとも顕在化・活発化した、と考えています。即ち、

- ①この地域はもともと地滑りが活発な場所、とのことですが町史を含めて大規模な事故に関する具体的な記録は残っていないこと、
  - ②ダム完成後地滑りが活発化したため、国交省が地滑り防止対策を実行始めたこと、
  - ③譲原と同じ脆弱な地質構造の右岸には、補助ダム補強の為遮水対策工事が施されているが、左岸では同工事が施行されていないために左岸でのみ地滑りが起こっていること、
- など、説得力ある根拠があります。

(3) ハッ場ダムの場合も同様に脆弱な地盤であることは前回の陳述でも申し上げました。この地層は水を含むと強度が著しく低下するため、現在でも多数集水井戸が設置され、地下水を常時抜き取ることで地滑りを防いでいる状態ですから、ダムに貯水が始まり地下水位が上昇すると、地滑りが起こり、住民が移住を予定している代替地も含めて連鎖的に崩落する大惨事を惹き起こす可能性があります。

## 3. 知事の公正な判断を妨げる仕組み：

最後の論点は、県知事の行政判断の背景にある、わが国の風土と深くかかわります。

(1) 関口町長はハッ場ダムを批判する意見を述べたところ、国交省から注意（圧力）を受けたそうです。徳島県でダム計画に反対された木頭村長藤田氏からも、当時建設省からあらゆる陰湿な妨害を受けたとのお話を聞きました。

(2) 一般論として、県知事を含めた自治体の首長は、中央省庁との間に多数の接点があります。予算の配分はその最たるものです。知事の立場になって考えると、県民に対しては県政全体で責任があるのですから、仮にある事業（例えばハッ場ダム）に本音では反対であっても、他の事業に対するマイナスの影響を避けるために、意に反して国交省の政策に従わざるを得ない場面があることは容易に想像できます。

(3) 巨大な中央省庁に巨大な権限と予算が集中しているために、個々の案件に対する知事の公正な判断が妨げられ、結果として税金の壮大な浪費につながります。この風土こそが国民の視線から見て諸悪の根源であることの実態を、本件に関する司法判断の一つの材料として陳述の最後に加えました。

以上